

平成20年9月 定例会 9月9日(火)

シリーズ

日本が“破綻する”前に、
玉野市の財政改革を！

一、今や日本の時計メーカーが、世界の時計市場から消えたも同然になつてしまった。

そのワケと、再生は？

二、ブランドデザインのない消費者・投資家・労働者の保護問題

三、グレーゾーン金利が招いた中小・零細企業の倒産問題

四、建築基準法の改訂で着工件数が4割減となつたワケ？

五、投資家保護の指針になつた企業防衛の指針になつたワケ？

六、企業は労働基準法が改定の2009年問題をどうやって乗り切ればよいのか？

七、「消費者庁」の登場がさらなる不況を招く

玉野市から、日本を再生するために！
日本が不況に向かう真の

道筋・原因をつくつたのは、役所・官僚・政治家である。それを“官製不況”と名付けた経済学者がいます。私もその通りだと考え、その視点に立って質問を行います。

1、今や日本の時計メーカーは、世界の時計市場から消えたも同然になつてしまった。そのワケ？

最近特に日本人の顔が暗い。国の行く末と自分の将来への不安で、若者から老人まで下を向いて歩いていきます。しかし、大事なことを忘れてはいないか？ われわれ日本人は、明治維新からわずか数十年で欧米列強に肩を並べ、戦後も瞬間に復興を遂げて、世界最強の経済を築き上げた。「日本人はものすごく強い」のです。では、何が足りないのか？
日本企業の技術、財産、人材は今でも世界に冠たるものであり、それが生かされていなければならぬ。そういう視点に立って、日本にそして玉野市に、何が足りないのか？

日本の時計メーカーに例えて市長の御所見をいただきたいと存じます。
市長（黒田晋君） それでは、宇野議員の御質問にお答えをいたします。
玉野市に足りないものを日本の時計メーカーに例えながらということでありますので、お答えをさせていただきます。

日本の時計業界につきましては、明治時代の太陽暦採用による西洋式の時報が取り入れられると同時に時計の生産技術も積極的に導入されたことから、近代時計産業が根づき始め、その後昭和に入り所得水準の上昇に伴う需要層が拡大したことにより、時計がかつての貴重品、嗜好品から生活必需品、流行品、装飾品へと変わり、市場も飛躍的に拡大してまいりました。特に大きな技術革新として、1969年に世界初の水晶式アナログ時計が国内で発売された、いわゆるクォーツショックでは、従来の機械式時計と比較し、比較的に時刻精度が向上するとともに生産体制の変革により生産性も著しく向上したことから、日本の時計は世界に誇れる産業に成長いたしました。

しかしながら、近年はスイス製を代表とする工芸性、嗜好性が高く、ブランド力のある高級品と安価な人件費などの低コストを背景としたアジア製の低価格品の二極化が進んだことから、国産腕時計の国シェアは2割程度に落ち込んでいます。

なお、スイスの時計業界につきましては、さきに述べましたクォーツショックの際には世界的な経済情勢も相まって、壊滅的な打撃を受けた時期がありました。が、現在は世界の出荷額のトップに返り咲いております。これは事業の再編、縮小を行いながら職人の熟練した技術を脈々と受け継ぎ、手づくりの味をブランドに高めてきた結果であり、日本の時計業界に欠けている点ではないかと思われまふ。こうした中で、本市に目を向けますと、基幹産業である造船業におきまして工程の完全自動化が困難であることから、現場を支えてきた他にかえがたい高度な技術、技能、判断力を有する熟練工と呼ばれる優秀な人材がおられますが、現在では高齢化が進んでおり、その財産をどう次の世代に引き継いでいくのが重要

な課題であると認識しております。

そのため、現在人材育成の取り組みの一つとして製造業技術者に対しまして地元企業の現役及びOB社員らを講師にお招きした職人塾を開催し、かつては師弟制度によって伝えられてきた高度な技術や職人技を未来に引き継ぐべく技能、技術の伝承を図っているところであります。

造船業は現在高操業を続けておりますが、それを支える下請企業の技術を生かしたさまざまな新分野への進出が図られることによりまして熟練した職人の技がさらに生きてくるものと考えております。

私の考え私も共通するところはあるんですけれど、私の考えを申し上げますので、参考にしていただければと思います。

日本の時計メーカーは時計は精度とコストの勝負だと考えました。ところが、精度の技術はみんなに安く使われてしまい、コストの方は中国がコントロールして、実用品として時計市場を支配するようになりました。ヨーロッパの老舗は、時計は装飾品であり、ブランド

を挙げますと、先日行われました「お宝たまの印」審査会では、16名中2名の市民公募審査員に御参加いただいたところがございます。

本市といたしましては、今後とも公平で公正な審議などが確保されるよう努めるとともに、より開かれた市政を目指してまいりたいと考えています。

私の考え さて、このプロジェクトを遂行していくとどうなるか。私の考えを述べます。

官庁は消費者保護を名目に、食品安全、建築安全、上限金利の制限といった新たなルールを設けることとなるはずですが、しかしそれを経済的な視点から見れば、高コスト化、需要減退、認可遅れ（＝機会の損失）、中小企業倒産（＝機会の損失）につながるように思います。

誤解のないよう。私は消費者保護が悪いというのではなく、プロジェク

の発言は、お宝たまの印の審査会では、16名中2名の市民公募審査員に御参加いただいたところがございます。

本市といたしましては、今後とも公平で公正な審議などが確保されるよう努めるとともに、より開かれた市政を目指してまいりたいと考えています。

私の考え さて、このプロジェクトを遂行していくとどうなるか。私の考えを述べます。

官庁は消費者保護を名目に、食品安全、建築安全、上限金利の制限といった新たなルールを設けることとなるはずですが、しかしそれを経済的な視点から見れば、高コスト化、需要減退、認可遅れ（＝機会の損失）、中小企業倒産（＝機会の損失）につながるように思います。

誤解のないよう。私は消費者保護が悪いというのではなく、プロジェクトのブランドデザインを欠いたまま一方的に企業を規制しては経済が悪化する可能性がごく高くなり、ひいては肝心の消費者保護も反故になるという点を懸念するのです。そういう視点は官庁にはあるのでは

つぎに、倒産件数を見てみました。最近の3年間は「景気がいい」と政府が言っているのは周知の通りですが、実は倒産件数は増えているのです。

では、どういう企業が倒産しているのか。主として金融関係と建築関係です。特に資本金1億円未満、負債額1億円未満の倒産が急速に増えています。つまり、中小・零細というところが危機に陥っています。玉野市の場合はどうですか？

ここでもグレイゾーン金

つぎに、倒産件数を見てみました。最近の3年間は「景気がいい」と政府が言っているのは周知の通りですが、実は倒産件数は増えているのです。

では、どういう企業が倒産しているのか。主として金融関係と建築関係です。特に資本金1億円未満、負債額1億円未満の倒産が急速に増えています。つまり、中小・零細というところが危機に陥っています。玉野市の場合はどうですか？

ここでもグレイゾーン金

つぎに、倒産件数を見てみました。最近の3年間は「景気がいい」と政府が言っているのは周知の通りですが、実は倒産件数は増えているのです。

では、どういう企業が倒産しているのか。主として金融関係と建築関係です。特に資本金1億円未満、負債額1億円未満の倒産が急速に増えています。つまり、中小・零細というところが危機に陥っています。玉野市の場合はどうですか？

ここでもグレイゾーン金

であると考えました。だから中国とは競合せずに生き残ったのです。一方、日本の時計メーカーのシチズンは部品屋として生き残る道を選び、セイコーは中国製品に対抗しようとして失敗しました。

セイコーが失速した最大の原因は、世界市場を理解し、適切な戦略を描くことができるグローバルな人材が欠如していたことです。私が議会でも再三述べているように、21世紀は、1人のスーパースターがいればよい。（スイスの高級時計メーカー、タグ・ホイヤーのジャック・ホイヤー名誉会長）

つまり「セイコーのブランドを維持するには1人のプロジェクトリーダーがいればよい」と考えます。ところが、それをセイコーは組織でやろうとする。それが日本のやり方ですが、手法が21世紀化していません。

セイコーは、高級ブランドのマーケティングを熟知しているプロジェクトリーダーを1人雇って全責任を任せれば復活する」というのが私の考えです。組織として技術やコストを磨くだけでは世界市場では通用しないと思います。

翻つて、役所もそうです。◎市長（黒田晋君） それでは、再質問にお答えいたします。

1人のスーパースター存在よりも全員が一丸となつて市民総参加で盛り上げていくほうが私は大事だというふうに思っております。

うの俊市 日本が今も不況に向かつて「着実に」歩を進めていることは、衆目の一致するところでしょう。この不況の原因として、アメリカのサブプライムローン問題をやり玉に挙げるエコノミストや政府関係者は多いのですが、それは明らかに間違いであると思いません。全く無関係だとは言いませんが、少なくともサブプライム問題が起こる以前、今年の8月くらいから日本の景気が下降していたことは否めない事実なので

不況に対する“ポツダム宣言”だと言っているのではないでしょう。それを無視し、国民生活者や世界にわからないと思つて今の調子でやり続ければ、市場暴落、金融破綻という“爆弾”につながる可能性さえあります。

日本経済が世界の経済常識からいかにかけ離れたものになっているかを、政策当局者が正確に理解していないことが大きな問題です。今、事ここに関してもなお、政府はまだ不況に向かつていることを認めていません。遺憾なことではあります。これもまた「いつものこと」であります。1993～1994年にかけて不況に突入したときもそうでした。その時膨大な不良債権のお金を支払つたのは、国民でした。国民が「金利をもらわない」という世にもまれなやり方と、そして税金で支払つたわけですが、このような芸当ができるのも、日本人が世界的にも珍しいほど、おとなしい国民だからということにつきま

2、ブランドデザインのない消費者・投資家・労働者の保護問題

① 現在の政府を見ると、小泉改革への反動が起こっているように見受けられます。特に福田内閣になってからその傾向が強いように思われます。

政府は表向きの対策として、消費者保護、投資家保護、労働者保護、弱者保護などのルールをつくつていくこととしています。それ自体は結構なことだと思えますが、ここで注意したいのはルールをつくるプロジェクトメンバーに「日本経済のパイを大きくしよう」という人が1人もいないことです。福田内閣はもとより、役所にも、識者の中にもほとんどいないのです。そのためプロジェクトは「どうやって産業を伸ばすか」ではなく、「どうやって産業を規制していくか」という方向に向かっていると考えられます。驚くべきことです。

お役人にとつて企業とは「放っておくと悪いことをするもの」なのでしょうか。日本史の教科書で読んだ天保の改革、寛政の改革を彷彿

させるのは私だけでしょうか。どうもこの国のリーダーの頭の中は、江戸時代からさほど進歩してないらしいと考えられるのですか？

② また、玉野市のルールをつくるプロジェクト・審議会等についても、市長の御所見を頂きたいと思えます。

◎産業振興部長（池上茂君） 宇野議員御質問のブランドデザインのない消費者、投資家、労働者の保護問題についてお答えいたします。

日本のリーダーに係る歴史認識につきましては、これは市としての答弁は差し控えたいと存じます。

本市における重要な政策や計画の立案等に際しましては、広く市民や事業者などの皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設けるとともに、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うためのパブリックコメント制度を導入いたしております。

また、最近では審議会や委員会などの委員といたしまして、事業者や学識経験者、行政関係者などに加え、一般市民の方から広く公募を行うケースがふえている状況にございますが、一例

スがより重要だと考えますか？
市長にこの2件の案件の御所見をいただきたいと存じます。
◎産業振興部長（池上茂君）
宇野議員の御質問のうち、投資家保護の指針が企業防衛の指針となったわけについてお答えいたします。
議員から御紹介のありました企業価値、株主共同の利益の確保または工場の買収防衛策に関する指針につきましては、企業価値、ひいては株主共同の利益を害する買収に対する合理的な買収防衛策について、それが満たすべき原則を提示し、企業買収に対する過剰防衛の防止や買収防衛策の合理性の向上、さらには企業買収及び企業社会の公正なルール形成を促すことを目的として2005年5月に示されたものですが、この指針には法的拘束力はございません。また、これに合致しない適法な買収防衛策が存在することを否定するものではないとされており、議員から御紹介のあった2つの事例については、指針の内容も含めさまざまな手法を駆使した企業同士の問題であること、また地方行政と少しかけ離れた内容であ

造も理解しないで上限金利を設定したと考えます。そして問題は見えなくなりましてありますが、なくなつたわけではありません。業者の倒産が増えて、かつまた違法業者がはびこるようになった者だけがはびこるようになっただけではありません。この「金融のグレーゾーンが金利が招いた中小・零細企業の倒産問題」は、当に官製不況だと思えます。
市長の御所見と今後の対応につきましまして、お尋ねいたします。
4、建築基準法の改訂で
着工件数は4割減となつたワケ？
また改訂建築基準法も似たようなものです。耐震偽装が明らかになつた姉歯事件から社会的な関心が高まつて、二重チェック、確認書類の増加、設計変更の厳格化というルールが定められました。しかし、あまりにも、時間のなかで進められたために、突然の官製不況が起こつたのであります。
玉野市の状況と、市長の御所見を賜りたいと存じます。

るものと考えられ、お答えはいたしかねますので、御理解賜りたいと存じます。
私の考え
実はこのモデルは英国にありました。同国ではイングランド銀行が主体となつて、シティバンクの重鎮3人、産業界、労働組合、会計士各1人、機関投資家28人というメンバーを集めて、指針書を作成したのであります。メンバー構成から分かるように、機関投資家のためにつくつた指針書です。だからこそ企業の過剰防衛を戒めるための指針書ができたわけですね。
ところが日本の場合、機関投資家はゼロです。買収されたくないと思つていて企業の経営者や法律家をつくつたものだから、もう大本営発表のようなものです。企業にとってごく都合のいいものができあがつたのです。当然、この指針書は、経営者にとっては買収防衛を正当化するための指南書になつてしまつたという事です。ステイール・パートナーズが日本の企業を買収しようとしたときなど、裁判所はこの指針書を基準にして、ステイール・パートナーズを乱用的買収者だと決めつけたのです。

◎建設部長（芳上秀夫君）
宇野議員の御質問の建築基準法の改訂で着工件数が4割減になつたわけについてお答えいたします。
議員御指摘のとおり、耐震偽装を受けまして、平成6年6月20日に改正建築基準法が施行されました。改正の内容につきましましては、構造計算の二重チェック体制の確立、確認申請の明示すべき事項の追加、確認申請書類の審査の厳格化等が主なものとなっております。
この際、改正を受け、全国的には周知期間が短かつたため、建築関係に携わつた方に不安感が広がり、着工件数が激減したものと思われます。
本市におきましては、確認件数の落ち込みは少なかつたものの改正の影響は大きかつたものと感じております。
私の考え
この問題では、信じられないことにマニュアルの発行が法施行から2ヶ月後であつたことはご存じの通りです。こうなると、だれもどうしていいかわからない。それで認可だけが滞つたのです。
私も経験したのでありますが、こういう状況で途中で設計変更をしようとする業者

よく考えてほしいのです。経営計画を作るのは経営者です。買収を仕掛ける側は、その時点ではまだ経営者ではないのです。これは全世界共通の認識であるはずであります。ところが日本では「買収したければ経営計画書を持つてこい」と買収を受ける側の経営者が言うのです。真面目に考えれば考えるほど頭の中は「？」で一杯になるのです。
また、ブルドックソースの時はポイントビルを発動しました。ポイントビルとは新株予約権を発行し、買収する側の持ち株比率を相対的に下げる買収防止策のことです。ブルドックソースはステイール・パートナーズ以外の人たちに20倍の株を与えて、ステイール・パートナーズにはそれに見合うものを現金で払うというやり方で買収防止に一応成功しました。
ステイール・パートナーズの株式のシェアは著しく下がることになり、そしてこのことは、日本のアンフェアさを世界に印象づけるに十分でありました。
果たしてこのケース以降、日本には外資系ファンドが入つてこなくなつていきます。同じような例がいくつか出

がパニックになつてしまふ。というのでも、設計変更するためには、もう一度、資料が初めから出し直しになるからです。つまり、一番後ろに並び直さないといけない。「もうすぐ順番が来て認可が下りる」と思つていたときに設計変更が起つたりしたら、また並び直して2ヶ月、3ヶ月というはめになる。それで業者はどうするか。「いったんこのままやつてしまひましよう。認可が通つてから、このあたりを直しましよう」ということで逃げるのです。
それでも建築基準法が変わつたとたん、着工件数は4割減になつてしまつた。それに伴う倒産も去年（2007年）は多く発生しています。着工件数の減少はどのようなところに影響するかといえ、実は多種多様な業種へと波及しています。例えば、住設機器、建材、家具、家電、外食チェーンなどです。
なぜ外食チェーンに影響が及ぶのか疑問に思う人もおられるでしょう。チェーン店は新規店舗をつくり続けるものなのです。ところが、新規店舗をつくるために申請を出しても、役所で認可に果てしなく時間が

てきて、日本市場から外国人が次第に消えていったのです。Jパワーの株式買増しを打診したTCIも同じく経営計画を持つてこいと言われています。当然、持つて行つても、経営側は「だからアブナイ」と難癖を付けるか、「こんな計画は荒唐無稽だ」と言うことは見え見えです。
このように、私たちが絶句するような指南書や法律が政府から次々に出されているのです。
この問題に対し、市長の御所見を賜りたいと存じます。
同時に、玉野市のルールをつくるプロジェクトメンバーにはこのようなことが起きないように、再び要望しておきます。
6、企業は
労働基準法改定の
2009年問題を
どうやって乗り
切ればいいのか？
これから起こる大きな問題は、製造業2009年問題です。労働基準法が改正になり、「派遣が正規社員と同じ仕事をしている場合は条件を同じにしなさい」と

かかるものだから、出店計画が立たなくなるのです。このことで2007年のGDPは0.3%（1.5兆円）減少したという試算もあります。決して馬鹿にはならない数字です。
5、投資家保護の
はずが
企業防衛の指針に
なつたワケ？
数年前のことですが、経済産業省が「買収防衛指針」というものをつくつたことにご存じの通りであります。これはもともと敵対的買収に対する企業の過剰防衛を戒めるためのものでした。ところが逆に企業の買収防衛導入策を促進させることになつていきます。つまり、逆に敵対的買収に対する防衛策を強化することに働いてしまつた案件です。
こうなつてしまつた背景には指針書をつくつた作成メンバーに秘密があつたといわれています。経済産業省が呼んできた人は、経営者8人、法律家7人、機関投資家や金融関係者ゼロというメンバー構成だったので

うに、米国の投資会社であるステイール・パートナーズがサッポロHDを買収しようとしたとき、サッポロHDはこの指針書にのつとつて経営計画書を要求しました。ステイール・パートナーズは律儀にもそれに従いましたが、サッポロHDは「このようなものは経営計画とは呼べない」と一蹴しました。つまり、こういうことです。ステイール・パートナーズは、経営計画書を提出しなければ買収の窓口にはならなかつた。しかしその経営計画書の是非を判断するのは買収される側であるサッポロHDです。同社の経営陣が「非」と判断すれば、やはり買収はできない。もう「むちゃくちゃ」です。市場の健全性をなんだと思つているのでしょうか。世界の標準からするとやはりマンガの世界です。
同じくステイール・パートナーズによるブルドックソース買収劇のときは、ステイール・パートナーズは買収後の経営計画書を提出しなかつた。ために、裁判では「乱用的買収者」と決めつけられてしまつたのです。歴史的に見れば、世界標準からしてこちらのケ

いうことが決められる。これがどういう結果をもたらすか？ だいたい人件費が3割アップするといわれ、コスト削減に追われている企業にとっては、大きな負担となります。
ここで企業の取り得る選択肢は二つであると考えます。派遣社員を解約して少数の残った正社員で乗り切る、あるいは派遣社員を正社員にするかです。ユニクロは全員を正社員にするとう発表して拍手喝采を受けました。しかし、それはユニクロのようにスケールメリットが生かせる企業だからできることです。全ての企業が同じ事をしたら人件費が上昇して、日本企業の競争力が下降するの目に見えています。
2009年以降は、仕事

は、並べて売るだけです。つまり、タイトな労働基準法を作ることは、国内の雇用がどんどん減っていく事を意味します。

これまでも日本の人件費は高かったではないかと批判する人もあるでしょう。しかし、日本には人材の三重構造があったのです。地方と都会の構造、大企業と中小企業の構造、正社員と派遣・契約社員の構造。こういうものをうまく組み合わせて、なんとか国内で事業を維持してきたのが実情なのです。

システム開発にしてもベンダーと発注者が霜降り肉のように渾然一体となつて仕事を進めてきましたが、これからは完全外注化が発注者への派遣ベースしかなくなるかと考えます。おそらく「海外に一括発注」というケースが増えて、日本のITベンダーは窮地に追い込まれることになるでしょう。また発注側は自分で完成する力を持たなくては行けないので、コスト高になるか、市場淘汰されるハメになるでしょう。

今までの日本の商習慣がよかったとは思っていませんが、長年続いてきた商習

慣や人的相互依存を突然「もろダメだよ」と言われると、企業も困ってしまうでしょう。生き残るためには、それこそ「万骨枯る」にならないためには、なるべく安くさんの仕事を人件費の安い海外に持つていかないとはいけなくなると思います。そういう全体的な視点を持つ人が、役人にも政治家にもマスコミにも不足しているのです。

市長の玉野市の2009年問題についての御所見を賜りたいと存じます。

◎産業振興部長(池上茂君) 宇野議員の御質問のうち、企業は労働基準法改定の2009年問題をどうやって乗り切ればいいのかについてお答えいたします。

2004年の労働者派遣法の改正により、これまで認められていなかった製造業への労働者の派遣が可能となりました。そして、企業各社はこれに合わせて労働力を従来の正規雇用や請負から派遣主体へとシフトしていきましたが、これにより、いわゆる格差社会が広がったとの指摘がございます。こういった状況から、労働者派遣法のさらなる改正がなされましたが、その派遣労働者との契約期限が

7 消費者庁の登場がさらなる不況を招く

この一連の動きを見て、福田首相は安全と安心を売り物にした新たな規制当局「消費者庁」をつくる、というのだから、これはブラックジョークではないかと私は思いました。福田首相の提案するのは、“規制取締り当局”であります。

これまで内閣府、経産省、農水省などがバラバラにやっていた消費者保護を、一元的に消費者庁で監視・監督を強化するという福田構想は役人的にはうれしいことでしょうか。しかし、このままではうまくいかないことは、火を見るよりも明らかだと思えます。というのも、これまでその権限を持つていた内閣府、経産省、農水省が手放すはずがないからです。

そこで自民党が考えているのは、監視・監督を二重にやらせるということです。消費者庁を一元化した窓口として、裏では昔からやっていた当局が引き続き担当する。要は役所同士がけんかをはじめから、「二重にやることで、より安全と安心

を国民にお届けします」という妥協案です。もちろんこれがどういいう結果をもたらすかといえば、規制強化、高コスト、国内業者優先、需要減退と景気悪化を招くと考えます。

市長の御所見を賜りたいと存じます。

◎産業振興部長(池上茂君) 宇野議員の御質問のうち、消費者庁についてお答えいたします。

近年一連の商品偽装表示、中国製冷凍ギョーザ事件、こんにやくゼリーによる窒息事故、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故など、消費者行政の体制の不備に起因すると考えられる事例が数多く発生しており、その背景として、生産者利益中心の行政のあり方や産業振興の補完の範囲内でのみ消費者保護を行ってきた経緯がございます。

こうしたことから、国において消費者の視点に立ち、消費者を主役とする政府の政策の一元的に推進するための強力な権限を持った新組織として消費者庁の創設に向けて取り組んでいるところであり、8月28日には消費者庁創設に係る平成21年度予算概算要求が発表され

2009年に一気に到来するこ

とによつて、今度は逆に派遣主体から正規雇用にシフトすることで企業の人件費が急増して経営状況を圧迫すると予想される問題が、製造業の2009年問題でござい

ます。この法改正は、グローバル化が進展する中国際競争等に勝ち抜いていかなければならない企業としての側面、そして雇用環境の改善という労働者としての側面をバランスよく保つためのものであり、本市におきましても基幹産業である造船業を始めとした製造現場においてその対応を迫られています。

地元企業におかれましては、2009年問題への対応をルールに従いながら進められているものと認識いたしておりますが、本市といたしましては今後の企業動向を注視し、情報収集を行うとともに、国や県などとも連携を図りながら、地元企業がスムーズに対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

市長は、本市の企業と本音を話せる後押しを!

企業は正直に、「これ以上規制を強化されたら、無理

たところでございます。消費者庁の主な役割といたしましては、消費者からの苦情相談に関する情報や事故情報などを一元的に収集し、分析、情報発信の実施や重大事故発生などの緊急時に関係府省庁との緊密な連携のもと緊急対策本部を設置するなど、迅速な対応の実施などとなっております。

本市といたしましても、消費者庁が創設されることで地方との連携が図れ、迅速に対応が行われる体制となりますし、企業、事業者にとりましては新しいサービスや商品を安心して提供できるようなことから、市民の皆様の利益が守られるなど、安全・安心な暮らしをおくることができると期待しております。

うの考え いずれにしても、官製不況の起こる要因は、官そのものの問題も大きいのですが、マスコミ、企業、消費者、それぞれに問題があると思います。そして、それぞれが自分たちの言ひ分を主張しだすと合

成の誤謬で不況になるのです。

これからは、そういう利害を全部考えてものを言わないといけない時代が来ると思います。瞬間風速に反

だ」「それではやっていけない」と言うべきなのです。経団連の御手洗会長のように建前を口にして、裏では「自分の会社はベトナムへ」と考えているようなことをしてはいけません。そういうことをしているうちに、雇用関係の法律が充実してきて、企業はがんじがらめになつてしまうのです。

その例が改正最低賃金法です。福岡では、最低賃金650円だったものを、県知事が突然850円にすると言ひ出しました。さすがに最後は思いどまったようですが、最低賃金を上げると信じているらしい。選挙では感謝した人々が票を入れてくれるかもしれせん。しかし、それで去っていく企業や失われる雇用に関してはどうするのか。政治的なパフォーマンスも日本から雇用を奪っていくことにつながっているのです。

こういった例は他にもあります。月80時間を超える残業の割増賃金を50%にする改正労働基準法(審議中)、正社員と非正社員の待遇格差を是正する改正労働契約法、同じ労働条件であれば差別を禁止する改正パートタイム労働法など、

するマスコミと一緒になつて踊っている、非常に閉塞状況の日本の経済がさらに閉塞するでしょう。

これを防ぐには行政の長である人が総合的な判断をする能力を持つか、国民(市民)の立場に立つて総合的な判断をする役所をつくることである。これが私の提案であります。

しかし、今は提案を引っ込めたいと思います。新しい役所をつくる、となれば、役人が歓喜し、すぐに乗ってくる可能性があります。かつての臨時組織としての金融庁が永年に化けたように、役人は「災い転じて利権となす」名人でありますから。

市長の御所見があまりであれば賜りたいと存じます。いずれにいたしましても、今の不況は、官製不況をおいて他にないと考えます。それを端的に表しているのが、雑誌「プレジデント」で、「国は命をかけて外資から『鉄』を守」と書いていた、経済産業省の事務次官、北畑隆生氏です。また、彼はブルドックソースの判決について「極めて理解しやすい」と発言されています。いったいどこが理解しやすいのか。守るべきなのは、

枚挙にいとまがありません。しかし、全員を正社員にするという「かつこいいこと」ができるのは、それこそユニクロのような余裕のある会社だけです。繰り返される会社ですが、これらのしになります。繰り返される法律が整備されていけば雇用の柔軟性が失われ、企業にとっては雇用環境が悪化し、人件費が大幅アップする。その結果、待っているのは企業の海外流出加速と国内雇用機会のさらなる減少です。こうなってくると、誰のための法律かと疑つてしまうことになりま

す。

もちろん私も、労働者の環境が整備されるのは正しいことだと思ひます。しかし、労働環境を良くするため

のものを全部積み上げていったら、商品価値は低くなるかを考えてみてほしい。現在のような低価格な商品やサービスは、日本国内では製造・提供できなくなりま

す。お客様の望む価格帯での販売は不可能になります。そのあたりの労働環境と商品価格をトレードオフするのが経営者なのですが、これだけ法律や規制ががんじがらめにされたらトレードオフの余裕がなくなるというものです。

市長の御所見があまりで

守価値のある会社です。もし守るべき会社となれば、優れた経営者を連れてきて、会社を正しい道に導いてもらう。それが近代的な考え方だと思ひます。優れた経営者に国籍は関係ないので。またどこの国の資本であつてもかまわないのです。優れた経営をしてくれれば、それでいいのです。

しかも「命をかけて外資から守」というような時代遅れでチープな考えは、い

かがなものでしょうか。しかも「国が命をかけて」。国民の税金でメシを食っている人に、そんなことを言う権限はあるのでしょうか。いつから、誰が、そんな権限をこの人に与えたというのでしようか。誰もこの北畑という人物に、そういう権限を与えてはいないでしょう。

こうした人たちが、今の官製不況を招いているのです。

玉野市は、こういう人の見極めが大切であることを提言いたして、一般質問を終わります。

7月臨時議会 第3

報告第一〇号 専決処分報告に ついて（損害賠償の額 の決定）

◎総務部長（西村薫三君）
議案書の1ページをお願いいたします。
報告第一〇号交通事故による損害賠償に関する専決処分について御報告申し上げます。
本件は、市長専決処分事項として指定されております損害賠償の額につきまして、6月26日に専決処分をさせていただいたもので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。
2ページをお願いいたします。
本件損害賠償に係る事故の概要でございますが、本年5月21日午前9時49分ごろ、健康増進課保健師が、家庭訪問へ行くためすこやかセンター駐車場によりバックにて出庫しようとした際、左側に駐車中の相手方車両の左側面に保健師が運転する公用車の左フロントバンパーを接触させたものでございます。

帯のことで、原則禁止になつています。
会議規則（市150）に、何人も議事妨害となる言動をしてはならない。とこれを禁止しています。例示として、会議中みだりに発言し、騒ぎ、となっております。「みだりに発言し」とは、議長への許可のない発言、すなわちヤジや私語です。「何人も」とは、議場及び委員会が開かれる場所に入る全ての者という意味です。
臨時会の招集請求権
平成一八年六月七日に交付された地方自治法の一部を改正する法律（平成一八年法律第五三三号）により、議長による臨時会招集請求制度が創設され、これによりまして、議長は臨時会を開催する必要があると判断した場合に、議会運営委員会委員長の委員長に委員会の開催を要求して臨時会の招集請求をする旨の発議をして、その議決を経た上で、玉野市長に対して臨時会の招集請求をすることができるようになりました。（改正一〇一②の新設）、この議長の臨時会招集請求権は、二元代表制の下での議会の自主性・自立性を発揮する上で象徴的事項として、議長への議会招集権付与への第一歩

被害の程度でございますが、相手方車両は左側面がへこみ、修理を行う必要があり、公用車については左フロントバンパーのねじが外れた程度でございます。損害賠償につきましては、相手方車両の修理費10万6800円を全額支払うことで示談が成立しております。

本件賠償費用につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額支払われることとなっております。市の負担はございません。
今後におきましては、常に緊張感を持って安全運転に努めるよう、一層の注意を喚起してまいりますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

議事録には、被害者の氏名住所等詳しい説明はないが、議場では、被害者側はしく説明があるので、守秘義務違反で七位かと思えられる
◆（宇野俊市君） それでは、質疑をさせていただきます。いつも疑問に思っていることなんですけれど、こういう損害賠償のときに被害者の住所、氏名は明記されますが、加害者の名前が出てこない。加害者の名前が

出てこないのであれば、公表しないのであれば、被害者のほうも住所、氏名を伏せてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。
◎総務部長（西村薫三君）
宇野議員の質疑にお答えいたします。

専決処分報告の報告書の形式、様式、形態等につきましては、私どもといたしましては従来からの前例踏襲ということで行っております。御指摘の点につきましては、議会の運営にかかわることですので、議会運営委員会等とも協議させていただきまして、再度確認させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

◆（宇野俊市君） 再質疑をさせていただきます。総務部長、今おっしゃりましたけれども、この件については、私は多分前にもこの要望をさせていただいていると思うんです。最近、個人情報の問題が、それこそ問題になっておりますが、こういう被害者の一般市民の方を公表するのであれば、当然公務員のこういうものも公表しないといけないんじゃないかと。それが公平

だといわれています。

専決処分

専決処分は、4つの場合に限って行うことができる、臨時的、補完的措置として市長が議会の議決すべき事件を処分し、行政秩序の安定を図ろうとするものです。

① 議会が議決すべき事件について特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき

この要件は、経営にもパー

な処置だと思っております。公表しないのであれば被害者についても玉野市広岡ぐらいにして、住所、氏名を公表しないようにしていただきたいと強く要望して、質疑を終わります。よろしくお願いいたします

平成22年第2回5 月臨時会

（5月17日午前10時予定）
何が議会の規律であるかは、自治法第129条から5箇条にわたって規定しています。
又会議規則（市148から156まで）に規定しています。

議員の義務

- 1, 招集に応ずる義務
- 2, 常任委員就任の義務
- 3, 規律に服する義務
- 4, 懲罰に服する義務
- 5, 除外に従う義務
- 6, 秘密保持のぎむ

3, 規律に服する義務
議員は、議会の秩序、規律を尊重し、これに服さなければならぬ。会議に於いて無礼な言葉を使う、又は他人の私生活にわたる発言をする（法132）、みだりに発言し、騒ぎ、議事の妨害となる言動をする（市

9月定例会 冒頭の閣議

わたしは「市政改革」「議会改革」を掲げ、不透明、違法、不当を質すため、初当選半年後から、一人会派を通過しています。

本年1月、市民オンブズマンを立ち上げ政務調査費を玉野市議会に取り上げたことが、私の東京の友人の紹介で東京のテレビ朝日が二日間にわたってわたしを取材に來ました。

それがテレビ朝日の昼のワイドショー『ワイドスクランブル』によって、玉野市議会の多くの議員が報道されたこと。議長である三宅一典氏の政務調査費の内、「別紙①」違法的な「航空写真代」や「別紙②」玉野共産党の広報紙『民主玉野』に市議会議員の政務調査費が使用されているのは不当ではないか等を調査中のオンブズマンの代表である私が閣議にされ事件が勃発しました。

全国でもまれに見る閉鎖議会の玉野市議会は、一人会派の私をいじめの対象にし、代表者会議、議会運指委員会等から排除し、議員控え室もありません。

こうした中のまたもやの閣議でした。しかも、市議会

会規146）、みだりに議席を離れる（市会規147）などの行為の禁止規定が設けられており、議員は議会の品位を重んじなければなりません。

- 議会の規律と秩序の保持
- 1, 秩序保持の権限は議長に専属
 - 2, 「品位」――品位のよい人間の条件
 - 3, マナー――服装、携帯品の規制
 - 4, 離席の禁止、禁煙など
 - 5, 議長の規律決定権

3, マナー 服装、携帯品の規制
標準会議規則（市第149条）に、議場あるいは委員会が行われる場所に入る者の服装、携帯品について規定しています。

先ほど述べました「品位のよい人間の条件」の中の、「マナー」について規定したのがこの規定といえると思います。帽子、外とう、襟巻き、つえ、傘の類を着用又は携帯してはならないことになっていきます。

今回の会議規則の改正前に問題とされたのは、参考規程となっていた写真機、録音機のうち、録音機の携

便りの裏表紙の私の陳謝文は、特別委員会の委員長が作成したもので、私はその文章のとうりには読み上げていません。それが私が知らない間の中で掲載され、非常に心外且つ憤慨しております。

生活者主権を玉野市議会でおすと、度々玉野市議会議員22人の内では抵抗勢力になされる私ですが、私にとつて私以外の21人の議員は市民の「抵抗勢力」ではないかと考え行動しています。そうした中で、今議会では青天の霹靂の、議会から陳謝を求められました、しかし私にとつてはそこまでの理由がないことから、釈明を行ったところ、こんどは、不当な議員辞職勧告を受けました。多勢に無勢な場面の議事録を御紹介しておきます。

○議長（三宅一典君） 日程に先立ちまして、御報告をしておきます。

今期定例会の会議日程、並びに本日の議事日程につきましては、去る8月29日と本日開催いたしました議会運営委員会での協議を経て作成の上、既に配付しております。議会日程表、並びにお手元に配付しております日程表のとおりであります。

次に、本定例会の会期中、

○議長（三宅一典君） 次に、日程第3、議員提出議案第1号議員宇野俊市君に対する懲罰動議を議題といたします。

本件は、本日河崎美都さんほか6人から会議規則第125条第1項の規定により提出されたものであります。審議に入る前に、地方自治法第117条の規定により宇野俊市君の退席を求めます。

〔宇野俊市君 除斥〕

◆（河崎美都君） 先ほどの宇野議員の発言に対する懲罰動議を特別委員会委員全員により提出いたします。まず、1点目といたします。先ほど政務調査費に

は皆様も御存じのとおりです。このように税金の無駄遣いと法律違反を追及してきた私には、青天のへきれきと言わなければならぬばかりでなく、公私の峻別の甘さ、警戒心と慎重さの欠如によるものと深く反省しております。

焦点になつております私の平成18年度の政務調査費問題であります。まず市政レポートの目たかの目通信の発行につきましては、A4用紙に換算しまして8万枚分にかかる広報費用を231万7000円（内、政務調査費補助金は、66万円）が身内の会社の請求書と領収書であるから認められないという監査委員の判断には不満がありました。（私は、灰色は黒。1人でも疑われたら黒お自覚して。）しかし、身内に利益を還元したのではないかと推測されるような行為は好ましくなかったと反省した結果、より政務調査費の使途精度を高めるため、私の政務調査費の修正報告書を議長に提出いたしました。ところが、今度玉野市条例や規則に定めがないにもかかわらず、議長から大幅修正は認めないと一方的に棄却され、提出

特別委員会の正副委員長と宇野議員本人との協議の場において、領収書に対する改ざん及び過失を認め、本会議場で陳謝するとの確約を経て本日の本会議場での発言の許可を得たものであります。結果として協議内容とはかけ離れたものであり、御自分の不正行為を正当化するだけで、特別委員会並びに議会を侮辱するものであり、ここに宇野議員の言動に対し懲罰委員会を設置されるよう懲罰動議を提出するものであります。

○議長（三宅一典君） 懲罰の動議については、その提出とともに委員会条例第7条の規定により懲罰特別委員会が設置されました。また会議規則第126条の規定により委員会の付託を省略して議決することができないこととなっております。よって、本動議を懲罰特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

○議長（三宅一典君） 異議なしと認めます。

なお、懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第7条第2項の規定により7人となっております。懲罰特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から氏家勉君、河崎美都さん、北野良介君、渚洋一君、広畑耕一君、松田達雄君、安原稔君、以上7名の諸君を指名いたします。

この際、暫時休憩し、この間に懲罰特別委員会を開催した上、正副委員長の互選を願うことにしたいと思います。

それでは、しばらく休憩します。

午後1時32分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（三宅一典君） 休憩前に続いて会議を開きます。

先刻の休憩中に懲罰特別委員会が開催され、委員長に河崎美都さん、副委員長に渚洋一君が互選されました。

以上、報告をしておきます。

9月10日（水）

○議長（三宅一典君） 本日の議事日程は、昨日に引き続き一般質問を続ける予定でしたが、先ほど開催いたしました議会運営委員会で本日の日程を協議し、お手元に配付しております議

事日程といたしますので、御了承願いたいと思います。議事の都合により暫時休憩します。

午前10時 1分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（三宅一典君） 休憩前に続き会議を開きます。

△日程第1 議員宇野俊市君に対する懲罰の件

○議長（三宅一典君） これより日程に入ります。

日程第1、議員宇野俊市君に対する懲罰の件を議題とします。

審議に入る前に、地方自治法第117条の規定により宇野俊市君の退席を求めます。

〔宇野俊市君 除斥〕

○議長（三宅一典君） それでは、本件に関し委員長の報告を求めます。

河崎美都さん。

〔報告は末尾に掲載〕

市長その他関係者の出席を見ることになっておりますので、御報告をしておきます。

これより日程に入るわけでございますが、この際宇野俊市君より発言の申し出がありますので、これを許します。

宇野俊市君。

〔宇野俊市君 登壇〕

◆（宇野俊市君） 皆さん、おはようございます。

9月定例会のこの場におきまして、私の政務調査費について謹んで釈明させていただきます。皆様も御存じのよう

に、政務調査費は平成19年4月1日から地方自治法で法令化されましたが、それまでは市長の要綱で市政調査研究費補助金として支払われていました。

しかし、私は法令化されるまでの平成13年3月22日までそれを受領しておりません。また、健康診断費（人間ドック）補助金も法令化されていないことから、市議会議員に当選以来一切受診いたしておりません。さらに、政務調査費の使途基準につきましても、議会を中心により厳しい議論を展開してまいりましたこと

は皆様も御存じのとおりです。このように税金の無駄遣いと法律違反を追及してきた私には、青天のへきれきと言わなければならぬばかりでなく、公私の峻別の甘さ、警戒心と慎重さの欠如によるものと深く反省しております。

焦点になつております私の平成18年度の政務調査費問題であります。まず市政レポートの目たかの目通信の発行につきましては、A4用紙に換算しまして8万枚分にかかる広報費用を231万7000円（内、政務調査費補助金は、66万円）が身内の会社の請求書と領収書であるから認められないという監査委員の判断には不満がありました。（私は、灰色は黒。1人でも疑われたら黒お自覚して。）しかし、身内に利益を還元したのではないかと推測されるような行為は好ましくなかったと反省した結果、より政務調査費の使途精度を高めるため、私の政務調査費の修正報告書を議長に提出いたしました。ところが、今度玉野市条例や規則に定めがないにもかかわらず、議長から大幅修正は認めないと一方的に棄却され、提出

書類が提出から半年後に返送されてまいりました。その却下された書類の中に、当然政務調査費では適用されない弁護士費用（現在は、裁判により合法）も入れておきました。今回、特別委員会の設置等で問題視されている内容が、その弁護士費用の領収書のただし書きに修正を加えたのではないかとという疑惑です。監査委員から、私の政務調査費231万7000円の返還勧告が市長に提出されたときは法廷への提訴も考えていましたが、熟慮の結果、裁判を行うことは市民の皆様の税金の無駄遣いにもつながることから、このたびは勧告に従って政務調査費を返還すると同時に、せつかくの設置された特別委員会に、監査委員の判断とは別のより異なつた適正な判断をゆだねることといたしました。しかし、特別委員会では、別にそのことについて議論された様子もなかったようで、私は非常に残念に思いました。だからといって、特別委員会をさらに長期化することは、市民の皆様が玉野市議会に対するさまざまな疑念を抱かれるばかりでなく税金の無駄遣いにつながることから、これで私はこ

の問題は一区切りつけるべきだと考えました。

以上、これまで市民の皆様にご不快な思いをさせてしまいましたこと、まことに心苦しく存じております。これからは、このような不手際がないよう十分に注意することをお誓い申し上げます。

（松田達雄君「議事進行」と呼ぶ）

○議長（三宅一典君） 松田達雄君。

〔松田達雄君 議席で〕

◆（松田達雄君） 休憩を求めます。

○議長（三宅一典君） 暫時休憩します。

午前10時 5分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（三宅一典君） 休憩前に続き会議を開きます。お知らせします。

先ほど休憩中に開催されました議会運営委員会で本日の日程を協議し、既にお手元に配付しております日程を変更し、別紙のとおり変更したいと思います。

○議長（三宅一典君） 異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定しました。

なお、お諮りします。ただいま決定しました会期中、土曜日、日曜日並びに祝日のほか、9月5日、8日、12日から19日の都合12日間は、議事の都合により本会議を休会することにし、と思

〔懲罰特別委員長 河崎美都君 登壇〕

◆（河崎美都君） それでは、去る9月4日に設置された懲罰特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、9月8日、9月9日午前と午後、都合3回にわたり開催し、慎重に検討を行いました。また、9月9日には、委員会条例第30条第2項の規定により、宇野議員に出席を要請し、弁明聴取も行いました。

まず、本委員会を設置した経緯でございますが、政務調査特別委員会の正副委員長と宇野議員との協議の場において、弁護士費用の領収書に対する改ざん、加筆を認め、本会議冒頭で陳謝するとの確約を経て、同委員会も了承し、発言の許可を得ていたにもかかわらず、その内容につきましては、合意内容とはかけ離れたものであり、保身から自分の不正行為を正当化するためだけの発言で、特別委員会並びに議会を侮辱するものであり、直ちに議員発議により懲罰特別委員会を設置されたものでございます。審査の過程で、9月9日には懲罰特別委員会に本人

を招致し、弁明の機会を設け、弁明をお聞きしました。が、依然として自分の非を認めず、自分の正当性のみを述べられ、本会議冒頭での御自身の謝罪文に関しての弁明はなかったものであります。

したがって、宇野議員の本会議での政務調査費に関する言動をかんがみ、市民から負託を受けた議員としてあるまじき行為であり、議会の秩序を乱し、品位を汚したと判断し、懲罰特別委員会として、本会議場で政務調査特別委員会とは別に再度陳謝を科すことが妥当との結論に至ったものであります。

以上、懲罰特別委員会の報告を終わります。
○議長（三宅一典君） ただいまの報告に対し、質疑または討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（三宅一典君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入るのであります。ただいまのところ通告はありませんので、討論なしと認めます。

これより議員宇野俊市君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により

行います。

本件に対する委員長の報告は、別紙お手元に配付の委員会起案による陳謝文により、宇野俊市君に陳謝の懲罰を科することであり、本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（※ 私の除斥のあいだに、一議員から涙の（これ以上玉野市議会の恥を報道しないでくれ）直訴がありました。）

〔賛成者起立〕

○議長（三宅一典君） 起立多数であります。よって、宇野俊市君に陳謝の懲罰を科すことが可決いたしました。

宇野俊市君の入場を求めます。

〔宇野俊市君 入場〕

○議長（三宅一典君） ただいまの議決に基づき、これより宇野俊市君に懲罰の宣告を行います。

宇野俊市君に陳謝の懲罰を科します。

これより宇野俊市君に陳謝をさせます。

宇野俊市君に登壇して陳謝文の朗読を命じます。

〔宇野俊市君 登壇〕

◆（宇野俊市君） 議長から陳謝の、ありましたので、不満は幾らかありますが、小異を捨てて大同につくという観点から。

私は、去る9月4日の9月定例会初日における私の政務調査費に関する積明は、特別委員会と私との間で合意に達していることをすべてほごにしたものであり、その結果特別委員会並びに議会を侮辱、冒瀆したこととともに、多くの関係者の方々に御迷惑をおかけしました。ここに謹んでおわび申し上げます。

なお、当日の積明の中で、私は法律改正までの間、政務調査費を受け取っていないかのような発言をしましたが、事実は初当選以来5カ月間は会派に所属し、受領しておりました。また、会派離脱後は、規則により交付されないこととなりました。

また、監査委員の監査結果を改めて特別委員会で議論しろなどということはあり得ないことであり、結果は監査結果を認め、みずからが返還したものであります。

最後に、特別委員会での議論の中心であった弁護士費用の領収証の変造、加筆

の件であります。この件に関しまして、特別委員会や関係者の間で議会冒頭で加筆したことを認め謝罪するというところで合意に達し、開会直前までその旨伝えておりました。しかしながら、席上その合意をほごにし、全く合意内容とかけ離れ、自分の不正行為を正当化する発言をしたことは議員としてはならないことであり、信義に反する行為であります。

ここに改めて領収書に加筆したことを認め、おわび申し上げますとともに、今後二度とこのような言動をかけることがないことをお誓いし、陳謝します。平成20年9月10日、玉野市議会議員宇野俊市。

以上でございます。
○議長（三宅一典君） 以上で、議員宇野俊市君に対する懲罰の件は終了いたします。

〔別紙①〕

資料作成費内訳書

議員名 三宅一典

(単位：円)

月日	品目名	支出費目	金額	その他
9/25	宝珠	宝珠	29,400	宝珠
9/26			28,500	
9/27			29,300	
9/28			27,900	
9/29			29,900	
9/30			28,800	
10/1			29,000	
10/2			28,900	
10/3			29,320	
10/4			28,560	
10/5			29,490	
10/6			29,210	

資料収支の合計 308,690 円

いが、政務調査費は会派または議員の行う活動に充てるために交付される制度である以上、政党活動に充てるのは不適切である。

そういう観点から、調査中の今回の閣議であった。

〔別紙②〕 共産党会派に交付された、2006年度の政務調査費132万円の内の504,360円が、同等玉野市委員会の機関誌「民主野」の印刷費に充てられていること分かっていた。収支報告書の広報費内訳書の内容には、「民主野〇月議会報告」、支出費目は「印刷費」と起債されていた。

「民主野」の紙面には、市政ニュースとしてNo.が載っているが、発行主体は「日本共産党玉野市委員会」とであった。常識的に見れば、政党の下部組織の機関誌である。したがって、国政の政策の宣伝もあれば、各種の選挙の予定候補と思われる人物の写真との肩書き入りの記事も載っている。ここに市政報告が載るのは文句の言う筋合いではな